

諮問実施機関：滋賀県知事（健康医療福祉部健康寿命推進課）

諮問 日：平成30年4月12日（諮問第147号）

答申 日：令和元年8月28日（答申（情）第4号）

内 容：「優生保護審査会の審議録および提出文書等」の公文書一部公開決定に対する審査請求

答 申

第1 審議会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）は、非公開とした部分のうち、別表1に掲げる部分を公開すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

平成30年1月26日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

旧優生保護法の下で実施された障害者らへの強制不妊手術について、手術の適否を判断するために県優生保護審査会に提出された申請書や診断書などの資料一式、それに類する文書で手術を申請した理由や経緯が分かるもの全て、これらの案件について審査会の決定が分かる文書全て、これらの案件について県庁部内や関係者とのやり取りを記録した文書全て

2 実施機関の決定

平成30年2月7日、実施機関は、本件公開請求に対して、別表2の「公文書の名称・内容」欄記載の文書を対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）として特定し、同表「非公開部分」欄記載の情報を同表「非公開理由」欄記載の理由により非公開とした上で、条例第10条第1項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

平成30年3月2日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」と

いう。)を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

本件一部公開決定を取り消すとの決定を求める。

2 審査請求の理由

滋賀県優生保護審査会委員の氏名や職名については、慣行として公にされている、または公にされることが予定されている情報であり、条例第6条第1号ただし書アに該当することから公開されるべきである。人権侵害につながるような手術の適否の判断に関わった審査会であれば、なおさら公共的な責任は重く公にされるべきである。

また、申請医師名、診断医師名、指定医師名については、実施機関は条例第6条第1号に該当するものとして非公開としているが、同号は「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」と規定しており、公開情報に該当する。また、医師名は慣行として公にされている情報であり、条例第6条第1号ただし書アに該当する。病院名に関しては、法人に関する情報であると思料されるが、本件処分に係る決定通知書の「該当条項」において条例第6条第2号は挙げられていないにも関わらず非公開とされているのは不当であるし、慣行として公にされている情報である。

そして、「現在の症状」や「聴取した相手方の氏名」、「申請に至った動機」、「備考欄」、「優生手術中止届」に記載の情報は本件処分に係る決定通知書の「公文書の公開をしない部分」に記載がないにもかかわらず、対象公文書において非公開とされており、不当であり公開すべきである。

旧優生保護法（昭和23年法律第156号）に基づく障害者らへの強制不妊手術は、日弁連が2017（平成29）年2月16日に「旧優生保護法下において実施された優生思想に基づく優生手術及び人工妊娠中絶に対する補償等の適切な措置を求める意見書」を公表しているほか、国連女性差別撤廃委員会が2016年に被害の実態調査と補償を行うよう日本政府に勧告している。これらのことに鑑みれば、県民の重大な関心事であるといえる。その実態については、手術の該当者のプライバシーに全面的に配慮した上で可能な限りで県民に明らかにされるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、弁明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 本件対象公文書について

本件対象公文書は、旧優生保護法に基づく優生手術の適否に関して滋賀県優生保護審査会に提出された書類やその関連文書であり、具体的には優生手術の申請書、健康診断書、承諾書、概要の調査に関する書類、関連する起案文書等である。

3 非公開理由について

(1) 滋賀県優生保護審査会委員に係る部分

同審査会の審査委員の氏名については、条例第6条第1号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当する情報であり非公開とした。

一方で、条例第6条第1号ただし書アにおいて、「法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」については公開することとされており、滋賀県職員の氏名は、慣行として公にされている情報であることから公開としたが、審査委員であっても相当期間以前の元職については、これに該当しないと判断し、非公開とした。

また、職名については、同条同号ただし書ウにおいて、「当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員および職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員および職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分」については、公開することとされており、「滋賀県厚生部長」および「大津地方検察庁次席検事」はこれに該当すると判断したが、その他はこれに該当しないと判断し、団体名等を公開すれば個人が特定できる情報も含まれていることから非公開とした。

(2) 手術対象者に係る部分

手術対象者にかかる部分について条例第6条第1号の「特定の個人を識別することができるもの」に該当するものは非公開としており、また、本件対象公文書には病状などの優生手術が必要かどうかという情報、いわば病院のカルテのようなものが含まれていることから、それらの情報については、同条同号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する情報で

あるとして非公開とした。

(3) 医師に係る部分

医師の氏名については、条例第6条第1号の「特定の個人を識別することができるもの」に該当するとともに、手術対象者にとっても「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する情報であるとして非公開とした。

第5 審議会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うとの認識のもと、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人、法人等の正当な権利や利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審議会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件対象公文書について

本件審査請求に係る対象公文書は、「優生保護審査会の審議録や審査会の提出文書」ということであるが、具体的には、滋賀県優生保護審査会の委員名簿や、同審査会において示されたと思われる手術対象者やその親族等を対象とする調査書、手術対象者の健康診断書や遺伝調査書、優生手術申請書、優生手術適否決定書などである。

そして、これらの文書には、審査会委員の職氏名や手術対象者とその親族の氏名、住所、続柄、職業、生活状況、また、手術対象者の病歴や病状、申請医師や手術を行うこととされた指定医師に関する情報などが記載されていることが認められる。

実施機関は、これらの情報について条例第6条第1号を理由に対象公文書の一部を非公開としているが、審査請求人は、これを不服として非公開部分の公開を求めていることから、以下、当該部分の非公開情報該当性について検討する。

3 非公開情報該当性について

(1) 関連規定について

ア 条例第6条第1号について

条例第6条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

ただし、個人を識別することができる情報であっても、一般に公にされている情報については非公開情報として保護する必要がないことから、本号ただし書アにおいては、法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報は、非公開情報から除外することとしている。また、県の諸活動を県民等に説明する責務を全うするため、本号ただし書ウにおいては、公務員等の職および職務遂行の内容に係る部分については、非公開情報から除外することとしている。

イ 条例第6条第2号アについて

条例第6条第2号アは、法人等に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

そして、ここでいう「おそれ」があるかどうかの判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を要するものと解される。

(2) 本件における非公開部分の条例第6条第1号の適用について

ア 条例第6条第1号前段に係る部分

同条同号前段で規定する「他の情報」とは、原則として、公知の情報、図書館等公共施設で一般に入手可能な情報など一般人が通常入手し得る情報等であると解される。

しかしながら、個人のプライバシーに密接に関わる事案の場合など、一般人を基準に判断しては、個人の権利利益が十分保護されないことがあり、こうした場合については、当該個人情報 の性質や内容等に応じて、当該個人の関係者であれば入手可能であると考えられる情報についても「他の情報」に含めるものと解するのが相当である。

本件対象公文書は、2で述べたとおり、特定の者が手術対象者となったという事実にとまらず、手術対象者やその親族の生活状況や病歴、病状にまで及ぶような極めてプライバシー性の高い情報が多数記載されている。こうした情報の内容を考慮すれば、手術対象者やその親族の居住地の近隣住民や職場関係者といった特定の者であれば、これらの者を識別することができるという場合においても、手術対象者やその親族の権利利益を害することがないよう特段の配慮を要すべきものであると言える。

イ 条例第6条第1号後段に係る部分

同条同号後段の適用については、当該規定は「個人が特定できない情報であっても、公開することで個人の正当な利益を害するおそれがある情報」を非公開とするものであり、一般的には、例えばカルテに記載されている病名、病歴、処置の状況等の情報はこの類型の情報に該当するとされている。ところで、この「正当な利益」とは、本件についてみれば、プライバシーとして法的に保護される利益であると解されるどころ、プライバシーは、県民の知る権利や社会の関心等の公益と対抗関係にあるものであって、その内容は対抗する公益との比較衡量において法的に保護される範囲が決められるべきものであると解するのが相当である。このことを前提とすれば、現在、旧優生保護法に基づく人権侵害の疑いに関する社会的関心が非常に大きく、事実解明が待たれている、あるいは「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）」が制定されたという状況のもとでは、プライバシーとして法的な保護に値する範囲は一般的な場合と比べて相当程度に縮小することとなるというべく、カルテに記載されている病名、病歴、処置の状況等の情報であるというだけの理由で、個人の権利利益を害するおそれがあるということとはできないと判断した。

(3) 非公開情報該当性について

ア 滋賀県優生保護審査会委員に関する情報

当審議会が本件対象公文書を見分したところ、滋賀県優生保護審査会の委員の氏名、職名、住所、電話番号および印影といった情報が非公開とされていることが認められる。

実施機関は、第4-3(1)のとおり、氏名および職名について、条例第6条第1号ただし書アまたはウの規定に基づき公開される一部の委員を除き非公開としている。しかしながら、国が中央優生保護審査会委員名簿について、その住所を除き、氏名および職名を公表しているように、現在においては、行政機関に設置される附属機関の委員の氏名、職名は慣行として公にされている情報であると考えられることから、当該部分については、条例第6条第1号ただし書アに該当するものであると認められ、公開とすることが妥当である。

一方で、住所、電話番号および印影については、条例第6条第1号前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものであると認められ、非公開とすることが妥当である。ただし、住所および電話番号については、その一部において、明らかに審査会委員の所属する組織のものであると認められるものがあり、その部分については同条同号に該当するものとは認められず、公開とすることが妥当である。

イ 手術対象者およびその親族に関する情報

当審議会が対象公文書を見分したところ、手術対象者およびその親族について、氏名、本籍地、住所、居所、印影、年齢、続柄、生年月日、職業、生活状況、発病後の経過、

病状、遺伝関係等といった情報が非公開とされていることが認められる。

実施機関は、第4-3(2)のとおり、条例第6条第1号前段または同号後段の規定に基づき、これらの情報を非公開としている。そのうち、氏名、本籍地、住所、居所および印影については、条例第6条第1号前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものであると認められ、非公開とすることが妥当である。

一方で、年齢および続柄については、特定の個人を識別することはできないと考えられるため、条例第6条第1号前段に該当するものとは言えず、また、同号後段に該当するような情報でもないことから公開とすることが妥当である。

次に、生年月日については、第5-3(2)アで述べたとおり、近隣住民等の特定の者であれば知り得る情報と照合することで、特定の個人を識別することが可能となり得ることから、生年月日の情報のうち特定の個人を識別することができない「生年」の部分に限り公開することが妥当である。

そして、職業、生活状況、発病後の経過、病状、遺伝関係等といったその余の情報については、第5-3(2)アで述べたとおり、条例第6条第1号前段該当性を検討したところ、特定の個人を識別することができない部分が存在し、当該部分について、第5-3(2)イで述べたとおり、条例第6条第1号後段該当性を検討したところ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められなかった。したがって、別表1のとおり公開することが妥当である。

ウ 申請医師に関する情報

当審議会が対象公文書を見分したところ、旧優生保護法第4条または第12条に基づき、滋賀県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請した医師（以下「申請医師」という。）について、氏名、住所および印影といった情報が非公開とされていることが認められる。

現在、医療法（昭和23年法律第205号）第14条の2第1項では、診療に従事する医師の氏名は当該病院または診療所内に見やすいように掲示しなければならないが、申請医師の氏名という個人情報とは、同項が掲示を義務付けている単なる特定の医師の氏名という個人情報だけではなく、特定の医師が「優生手術を行うことの適否に関する審査を申請した」という個人情報を含んでいる。申請医師による申請は後述の指定医師による優生手術の端緒となるものではあるけれども、公権力の行使に類比すべき優生手術そのものではない。したがって、条例第6条第1号ただし書アの情報には該当せず、条例第6条第1号前段に該当するものと認められるので、非公開とすることが妥当である。

エ 指定医師に関する情報

当審議会が対象公文書を見分したところ、旧優生保護法第5条第2項に基づき、滋賀県優生保護審査会が優生手術を行うべき者として指定する医師（以下「指定医師」とい

う。) についての氏名の情報を非公開としていることが認められる。

ウと同様に、指定医師の氏名についても、通常の医師の氏名の公開および非公開の検討とは別の検討を要する。ここで、旧優生保護法第 10 条によれば、「優生手術を行うことが適当である旨の決定に異議がないとき又はその決定若しくはこれに関する判決が確定したときは、第 5 条第 2 項の医師が優生手術を行う。」とされており、滋賀県優生保護審査会に指定された指定医師には、この規定に基づき、生殖を不能にする手術を行う権限が付与されることとなる。この権限は、人の身体への医的侵襲を正当化するものであり、しかも正当化される医的侵襲の内容は、生殖を不能にするという身体への不可逆的な重大な侵襲であって、その権利侵害の程度は、公務員が行う一般的な公権力の行使と比較しても甚だしいものがあるといわざるをえない。

ところで、公務員の氏名は一般に慣行として公にされている情報であり、本県についても同様であることから、条例第 6 条第 1 号ただし書アにより公開することが妥当であるが、とりわけ公務員が公権力の行使として事実上の行為により実力行使を行う場合については、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 4 条や警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 6 条が当該公務員に証票の携帯、呈示を義務付けるように、実力行使を行う公務員の氏名を公にすることが、日本国憲法第 31 条に規定される適正手続の保障の趣旨からも要請されるものと考えられる。そうすると、行政代執行法第 4 条や警察官職務執行法第 6 条の場合以上に権利侵害の程度が甚だしいともいえる旧優生保護法第 5 条第 2 項の指定行為を行う指定医師については、公権力の行使を行う公務員と同じく、その氏名が公開されることも是認され得ると考えられる。それゆえ指定医師の氏名については、慣行として公にされている情報であると解し、条例第 6 条第 1 号ただし書アにより公開することが妥当である。

オ 申請医師および指定医師が所属する医療機関に関する情報

当審議会が対象公文書を見分したところ、ウおよびエで述べた申請医師および指定医師の所属していた医療機関について、名称、所在地、代表者氏名および印影といった情報が非公開とされていることが認められる。

これらの情報について、実施機関は手術対象者に関する個人情報として条例第 6 条第 1 号前段または同号後段に該当すると主張しているところ、その点についての判断はイにおいて行ったとおりである。しかしながら、これら医療機関に関する情報については、条例第 6 条第 2 号アの該当性についても検討を行う必要があることから、以下、この点について検討を行う。

これらの情報は、申請医師および指定医師が所属していた医療機関であることを示す情報であるが、旧優生保護法に基づく優生手術については、現在の価値判断からすると、人権侵害行為であったという評価もなされており、当該医療機関の社会的評価への影響が全くないとは言い切れない。しかしながら、条例第 6 条第 2 号アの正当な利益の判断

に当たっては、県民の知る権利や社会の関心等の公益との比較衡量において法的保護に値する利益であるかを判断すべきである。そうすると、現在、旧優生保護法に関する社会的関心が非常に大きく、事実解明が待たれているという状況にあること、優生手術が行われた当時は当該手術は法律に基づき行われていたことからしても、当該医療機関の正当な利益を害するおそれがあるとまではいえず、条例第6条第2号アに該当するものとは認められない。したがって、公開とすることが妥当である。

ただし、印影については当該医療機関の内部管理に関する情報であり、公にすることで当該医療機関の適切な事業運営が損なわれると考えられるため、その点において条例第6条第2号アに該当するものと認められ、非公開とすることが妥当である。

なお、代表者氏名については、通常、法人登記の登記事項となり、公にされている情報であるから、条例第6条第1号ただし書アに該当するものと認められ、公開とすることが妥当である。

4 付言

本件処分においては、その決定通知書の「特定した公文書」で、個別に独立している文書を「優生保護審査会の審議録や審査会の提出文書」とまとめて記載していることや、「公文書の公開をしない部分」に記載のない情報を非公開としているなど、どの情報を具体的にどのような理由によって非公開としたのかが判然としないものとなっている。

理由付記の制度は、条例第10条第3項により、非公開理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意的な判断を抑制するとともに、処分の理由を公開請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものであるが、その趣旨からすると本件決定通知書で示された理由付記は十分なものとは言えない。

実施機関においては、理由付記制度の趣旨を踏まえ、今後、公文書一部公開決定を行うに際しては、非公開とする部分を漏れなく決定通知書に記載したうえで、根拠条文を示し、併せてその根拠条文を適用する理由を適切に付記するよう徹底されたい。

5 結論

よって、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審議会（審査会）の経過

当審議会（審査会）は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成 30 年 4 月 12 日	・実施機関から諮問を受けた。
平成 30 年 5 月 9 日	・実施機関から審査請求人の反論書の提出を受けた。
平成 30 年 7 月 2 日 (第 269 回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成 30 年 8 月 7 日 (第 270 回審査会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成 30 年 10 月 22 日 (第 273 回審査会)	・事案の審議を行った。
平成 31 年 1 月 22 日 (第 276 回審査会)	・事案の審議を行った。
平成 31 年 2 月 19 日 (第 277 回審査会)	・事案の審議を行った。
平成 31 年 3 月 27 日 (第 278 回審査会)	・事案の審議を行った。
平成 31 年 4 月 26 日 (第 1 回特別分科会)	・事案の審議を行った。
令和元年 6 月 24 日 (第 2 回特別分科会)	・答申案の審議を行った。

別表 1

別添のとおり

別表 2

公開請求の内容	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由
<p>旧優生保護法の下で実施された障害者らへの強制不妊手術について、手術の適否を判断するために県優生保護審査会に提出された申請書や診断書などの資料一式、それに類する文書で手術を申請した理由や経緯が分かるもの全て、これらの案件について審査会の決定が分かる文書全て、これらの案件について県庁部内や関係者とのやり取りを記録した文書全て</p>	<p>優生保護審査会の審議録や審査会の提出文書</p>	<p>該当者の本籍地、住所、現住所、氏名、生年月日、発病後の経過、遺伝関係（家系図） 家族構成 申請者（医師）の住所、氏名、印影 同意者の住所、氏名、続柄、印影 審査委員の氏名、職名、印影</p>	<p>1号</p>

注1 「非公開理由」欄：1号 = 条例第6条第1号該当

別表 1

注 頁は、審議用に提出された対象公文書写しの通し頁を示す。

番号	頁	文書の名称・内容等	情報の記載箇所	公開すべき部分
1	4	滋賀県優生保護審査委員名簿	「審査委員」欄	審査委員氏名
2			「職名」欄	職名
3	7	対象者、承諾者、申請医師等の一覧表	「対象者」欄	対象者の年齢
4			「承諾者欄」	続柄
5	8	優生手術審査対象者	「優生手術を受くべき者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分
6			「申請医師」欄	全部
7			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「発病後の経過」欄	2行目の左から1～3字目以外の部分
8			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「遺伝関係」欄	文章の部分、家系図の線の部分
9			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「現在の症状」欄	全部
10	9	優生手術審査対象者	「優生手術を受くべき者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分
11			「申請医師」欄	全部
12			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「発病後の経過」欄	4行目の左から1～6字目および13～15字目以外の部分
13			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「遺伝関係」欄	・文章の部分の1行目の左から6～8字目以外の部分 ・家系図の線の部分
14			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「現在の症状」欄	全部
15	10	優生手術審査対象者	「優生手術を受くべき者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分
16			「申請医師」欄	全部
17			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「発病後の経過」欄	全部
18			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「遺伝関係」欄	・文章の部分の3行目の左から9および10字目以外の部分 ・家系図の線の部分
19			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「現在の症状」欄	全部
20	11	優生手術審査対象者	「優生手術を受くべき者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分
21			「申請医師」欄	全部
22			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「発病後の経過」欄	2行目の左から5～8字目および17～20字目ならびに4行目の左から9～13字目以外の部分
23			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「遺伝関係」欄	文章の部分、家系図の線の部分
24			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「現在の症状」欄	1行目の左から1～4字目以外の部分
25			「摘要」欄	1行目の左から5～9字目、2行目の左から1～4字目および10～16字目ならびに3行目の左から1～4字目および10～12字目以外の部分

番号	頁	文書の名称・内容等	情報の記載箇所	公開すべき部分
26	12	優生手術申請書	「優生手術を受くべき者」欄	生年月日のうち「生年」の部分
27			「備考」欄	全部
28	13	健康診断書	「優生手術を受くべき者の住所・氏名・年令および性別」欄	年齢
29		遺伝調査書	「優生手術を受くべき者」欄	年齢
30	14	承諾書	「保護義務者」記載部分	本人との続柄
31	15	優生手術該当者調査書	「優生手術該当者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分、年齢
32			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「年令」欄	年齢
33			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「職業」欄	上から一人目の情報のうち、1行目の部分以外の部分
34			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「該当者との続柄」欄	続柄
35			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「概要」欄	1行目の左から12～17字目以外の部分
36			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
37			「発病後の経過」欄	1行目の左から21～23字目以外の部分
38			「発病後の経過」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
39			「現在の症状」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
40			「遺伝関係」欄	文章の部分および家系図の線の部分
41			「遺伝関係」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との続柄」欄	続柄
42			「申請に至った動機」欄	全部
43	16	優生手術申請書	「優生手術を受くべき者」欄	生年月日のうち「生年」の部分
44			「備考」欄	全部
45	17	健康診断書	「優生手術を受くべき者の住所・氏名・年令および性別」欄	年齢
46			「発病後の経過」欄	2列目の上から28～34字目以外の部分
47			「現在の症状」欄	全部
48	17	遺伝調査書	「優生手術を受くべき者」欄の「年令」欄	年齢
49	18	承諾書	「本人との関係（続柄）」記載部分	続柄

番号	頁	文書の名称・内容等	情報の記載箇所	公開すべき部分
50	19	優生手術該当者調査書	「優生手術該当者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分、年齢
51			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「年令」欄	年齢
52			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「職業」欄	左側の上から一人目および三人目ならびに右側の上から四人目の職業 以外の部分
53			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「該当者との続柄」欄	続柄
54			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「摘要」欄	2行目の左から1、2字目以外の部分
55			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「概要」欄	1行目の左から3～8字目および18～23字目ならびに3行目の左から17～21字目以外の部分
56			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家庭との関係」欄	全部
57			「発病後の経過」欄	2行目の左から10～14字目および19～21字目以外の部分
58			「発病後の経過」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家庭との関係」欄	全部
59			「現在の症状」欄	1行目の左から3および4字目以外の部分
60			「現在の症状」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家庭との関係」欄	全部
61			「遺伝関係」欄	・文章の部分のうち、4行目の左から6～8字目以外の部分 ・家系図の線の部分
62			「遺伝関係」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家庭との関係」欄	全部
63			「申請に至った動機」欄	全部
64	20	優生手術申請書	「優生手術を受くべき者」欄	生年月日のうち「生年」の部分
65			「申請者（医師）」欄のうち「住所」欄	全部
66	21	健康診断書	「優生手術を受くべき者の住所・氏名・年令および性別」欄	年齢
67			診断書の署名部分	医師氏名および印影以外の部分
68		遺伝調査書	「優生手術を受くべき者」欄のうち「年令」欄	年齢
69			「優生手術を受くべき者」欄のうち「続柄」欄	続柄
70			「優生手術を受くべき者」欄のうち「病名」欄	病名
71			「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「年令」欄	全部
72			「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「続柄」欄	続柄
73			「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「病名」欄	病名
74	調査書の署名部分	医師氏名および印影以外の部分		
75	22	承諾書	「本人との関係（続柄）」記載部分	続柄

番号	頁	文書の名称・内容等	情報の記載箇所	公開すべき部分
76	23	優生手術該当者調査書調査書	「優生手術該当者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分、年齢
77			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「年令」欄	年齢
78			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「職業」欄	全部
79			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「該当者との続柄」欄	続柄
80			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「概要」欄	1行目の左から20～22字目および39～43字目以外の部分
81			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
82			「発病後の経過」欄	1行目の左から30および31字目、3行目の左から25～29字目ならびに4行目の左から4～6字目以外の部分
83			「発病後の経過」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
84			「現在の症状」欄	2行目の左から19および20字目以外の部分
85			「現在の症状」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
86			「遺伝関係」欄	・文章の部分のうち3行目の左から8、9字目および18～20字目、4行目の左から3～5字目ならびに6行目の左から3、4字目以外の部分 ・家系図の線の部分 ・聴取した相手方の氏名および住所以外の部分
87			「申請に至った動機」欄	全部
88			24	優生手術申請書
89	「申請者（医師）」欄のうち「住所」欄	全部		
90	25	健康診断書	「優生手術を受くべき者の住所・氏名・年令および性別」欄	生年月日のうち「生年」の部分
91			「発病後の経過」欄	全部
92			「現在の症状」欄	全部
93			診断書の署名部分	医師氏名および印影以外の部分
94		遺伝調査書	「優生手術を受くべき者」欄のうち「年令」欄	年齢
95			「優生手術を受くべき者」欄のうち「続柄」欄	続柄
96	「優生手術を受くべき者」欄のうち「備考」欄		全部	
97	「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「備考」欄	全部		
98	調査書の署名部分	医師氏名および印影以外の部分		
99	26	承諾書	「本人との関係（続柄）」記載部分	続柄

番号	頁	文書の名称・内容等	情報の記載箇所	公開すべき部分
100	27	優生手術該当者調査書	「優生手術該当者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分、年齢
101			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「年令」欄	年齢
102			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「職業」欄	上から二人目の全部および三人目の1行目以外の部分
103			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「該当者との続柄」欄	続柄
104			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「摘要」欄	全部
105			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「概要」欄	1行目の左から14～29字目および33～35字目以外の部分
106			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
107			「発病後の経過」欄	1行目の左から31～34字目および2行目の左から1～4字目以外の部分
108			「発病後の経過」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
109			「現在の症状」欄	1行目の左から6～9字目以外の部分
110			「現在の症状」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
111			「遺伝関係」欄	徴取した相手方の氏名および住所以外の部分
112			「申請に至った動機」欄	全部
113			28	
114	31	優生手術の実施について（昭和44年3月5日）	昭和43年度優生保護審査会結果	全部
115	41		案の6のうち「指定医師」欄	全部
116			案の6のうち「実施病院」欄	全部
117	42	優生手術適否決定書		病院名、手術実施医師氏名および審査委員氏名
118	43	優生手術適否決定書		病院名、手術実施医師氏名および審査委員氏名
119	53	優生手術の審査について（昭和46年2月10日）		2行目の左から17～23字目および3行目の左から1～5字目ならびに9行目の非公開とした部分
120	55		「1申請者」の部分	病院名
121	56	優生手術適否決定書		2行目の左から15および16字目、病院名、手術実施医師氏名ならびに審査委員氏名
122	58	滋賀県優生保護審査委員名簿	「審査委員氏名」欄	審査委員氏名
123			「職名」欄	職名
124			「住所」欄	名簿の項目名の行を除いて、5行目
125	59	対象者、同意者、申請医師等の一覧表	「対象者」欄のうち「年令」欄	年齢
126			「同意者」欄のうち「続柄」欄	続柄
127			「申請医師」欄	病院名
128			「被申請者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分
129			「保護（扶養）義務者」のうち「続柄」欄	続柄
130			「申請医師」欄	病院名
131			「予定指定手術実施医師」	全部

番号	頁	文書の名称・内容等	情報の記載箇所	公開すべき部分
132	60	優生手術審査対象者	「優生手術を受くべき者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分、年齢
133			「申請事由」欄	1行目の全部および2行目の左から1～11字目以外の部分
134			「申請医師」欄	病院名
135			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「発病後の経過」欄	1行目の左から8～10字目以外の部分
136			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「遺伝関係」欄	・文章の部分の7行目の左から16字目、8行目の左から1および2字目、ならびに9行目左から10～20字目以外の部分 ・家系図の線の部分
137			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「現在の症状」欄	1行目の左から1～19字目以外の部分
138	61	優生手術について（申請）（昭和46年2月9日）	「2生年月日」の部分	生年月日のうち「生年」の部分
139	62	優生手術申請書	「優生手術を受くべき者」欄	生年月日のうち「生年」の部分
140			「申請者（医師）」欄のうち「住所」欄	右から1列目 全部、2列目の上から1～12字目
141			「付記」欄	全部
142	63	健康診断書	「優生手術を受くべき者の住所・氏名・年齢および性別」欄	生年月日のうち「生年」の部分
143			「発病後の経過」欄	全部
144			「現在の症状」	全部
145			診断書の署名部分	医師氏名および印影以外の部分
146	63	遺伝調査書	「優生手術を受くべき者」欄のうち「年齢」欄	年齢
147			「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「年齢」欄	全部
148			「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「続柄」欄	続柄
149			「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「病名」欄	病名
150			「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「備考」欄	上から1～5字目以外の部分
151			調査書の署名部分	医師氏名および印影以外の部分
152	64	承諾書	「本人との関係（続柄）」記載部分	続柄

番号	頁	文書の名称・内容等	情報の記載箇所	公開すべき部分
153	65	優生手術該当者調査書	「優生手術該当者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分、年齢
154			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「年令」欄	年齢
155			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「職業」欄	全部
156			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「該当者との続柄」欄	続柄
157			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
158			「発病後の経過」欄	1行目の左から4～6字目以外の部分
159			「発病後の経過」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
160			「現在の症状」欄	1行目の左から1～19字目以外の部分
161			「現在の症状」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
162			「遺伝関係」欄	・文章の部分のうち、7行目の左から9～11字目および8行目の左から10～16字目以外の部分 ・家系図の線の部分
163			「遺伝関係」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
164	「申請に至った動機」欄	2行目および3行目		
165	69	優生手術の実施について（昭和46年2月20日）	「案の2」	指定医師氏名
166	70		「案の3」	病院名、指定医師氏名
167	72		「案の4」	病院名、指定医師氏名
168	73		「案の5」	病院名
169	74		「案の6」	指定医師氏名、手術実施病院名
170	76	優生手術の施術について（昭和46年6月28日）		全部
171	77			生年月日のうち「生年」の部分
172	80	優生手術中止届		3行目の3～6字目ならびに医師氏名および印影以外の部分
173	82	優生手術の審査について（昭和47年2月17日）		上から3行目の左から10～15字目以外の部分
174	83		「案」	9行目の左から8～14字目
175	84	優生手術審査対象者	「優生手術を受くべき者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分、年齢
176			「申請事由」欄	1行目の左から6および7字目ならびに23および24字目以外の部分
177			「申請医師」欄	左から1～9字目
178			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち「発病後の経過」欄	1行目の左から7および8字目、2行目の左から24および25字目、5行目の左から14～22字目および25～29字目、6行目の左から1～4字目ならびに7行目の左から10～18字目以外の部分
179			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち「遺伝関係」欄	・家系図の線の部分 ・文章の部分のうち、1行目の左から3～5字目および7～15字目、2行目の左から1字目、3行目の左から7～10字目、6行目の左から9および10字目ならびに15および16字目ならびに7行目の左から5～7字目以外の部分
180		「健康診断および遺伝関係等」欄のうち「現在の症状」欄	左から1行目の1～9字目以外の部分	

番号	頁	文書の名称・内容等	情報の記載箇所	公開すべき部分
181	85	優生手術審査対象者	「優生手術を受くべき者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分、年齢
182			「申請医師」欄	左から1～7字目、9、10字目
183			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち「診断医師」欄	左から1～7字目、9、10字目
184			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち「発病後の経過」欄	2行目の左から19～29字目、3行目の左から1および2字目ならびに26～32字目、4行目の左から1～19字目ならびに5行目の左から14～28字目以外の部分
185			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち「遺伝関係」欄	・文章の部分 ・家系図の線の部分
186			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち「現在の症状」欄	全部
187	87	優生手術該当者調査書	「優生手術を受くべき者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分および年齢
188			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「年令」欄	年齢
189			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「職業」欄	左側の上から4人目の1行目以外の部分
190			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「概要」欄	1行目の左から3～6字目および35～41字目、2行目の左から1字目、6～10字目、18～25字目ならびに43および44字目ならびに3行目の左から19および20字目ならびに22～26字目以外の部分
191			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家庭との関係」欄	全部
192			「発病後の経過」欄	1行目の左から6および7字目ならびに2行目の左から6および7字目以外の部分
193			「発病後の経過」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家庭との関係」欄	全部
194			「現在の症状」欄	1行目の左から1～14字目および2行目の左から21～29字目以外の部分
195			「現在の症状」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家庭との関係」欄	全部
196			「遺伝関係」欄	・文章の部分のうち、1行目の左から3～5字目ならびに3行目の左から7～9字目および12～15字目以外の部分 ・家系図の線の部分
197			「遺伝関係」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家庭との関係」欄	全部
198		「申請に至った動機」	1行目の左から24および25字目以外の部分	
199	88	優生手術申請書	「優生手術を受くべき者」欄	生年月日のうち「生年」の部分
200			「申請者（医師）」欄のうち「住所」欄	全部
201			「付記」欄	全部

番号	頁	文書の名称・内容等	情報の記載箇所	公開すべき部分
202	89	健康診断書	「優生手術を受くべき者の住所・氏名・年令および性別」欄	年齢
203			「発病後の経過」欄	右から2列目 30～35字目以外の部分
204			診断書の署名部分	医師氏名および印影以外の部分
205		遺伝調査書	「優生手術を受くべき者」欄のうち「年令」欄	年齢
206			「優生手術を受くべき者」欄のうち「続柄」欄	右から2列目 全部
207			「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「氏名」欄	右から1列目 上から3～9字目
208			「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「年令」欄	年齢
209			「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「続柄」欄	右から2列目 全部
210	「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「備考」欄		右から2列目 上から1、2字目および5～8字目以外の部分	
211		調査書の署名部分	医師氏名および印影以外の部分	
212	90	承諾書	「本人との続柄」記載部分	続柄
213	91	優生手術の申請について（進達）（昭和47年1月12日）		10行目の左から9～15字目
214	92	優生手術該当者調査書	「優生手術該当者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分、年齢
215			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「年令」欄	年齢
216			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「職業」欄	上から一人目の1行目、2行目の左から1字目ならびに二人目の左から1および2字目以外の部分
217			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「概要」欄	1行目の左から28および29字目ならびに46および47字目ならびに2行目の左から2～6字目以外の部分
218			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
219			「発病後の経過」欄	2行目の左から4～17字目および41～51字目、3行目の左から1～15字目および38～50字目ならびに4行目の左から1および2字目以外の部分
220			「発病後の経過」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
221			93	
222	「遺伝関係」	・文章の部分 ・家系図の線の部分		
223	「遺伝関係」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との続柄」欄	続柄		
224	「申請に至った動機」	全部		
225	94	優生手術申請書	「優生手術を受くべき者」欄	生年月日のうち「生年」の部分
226			「申請者（医師）」欄のうち「住所」欄	全部
227			「申請者（医師）」欄のうち「氏名」欄	上から3および4字目
228			「付記」欄	全部

番号	頁	文書の名称・内容等	情報の記載箇所	公開すべき部分	
229	95	健康診断書	「優生手術を受くべき者の住所・氏名・年齢および性別」欄	年齢	
230			「発病後の経過」欄	右から2行目の上から18～23字目以外の部分	
231			「現在の症状」欄	全部	
232		診断書の署名部分	・病院所在地 ・「医師氏名」から3および4字目		
233		遺伝調査書	「優生手術を受くべき者」欄のうち「年齢」欄	年齢	
234			調査書の署名部分	・病院所在地 ・「医師氏名」から3および4字目	
235	96	承諾書	「本人との続柄」記載部分	続柄	
236	97	優生手術適否決定書		病院名、手術実施医師氏名および審査委員氏名	
237	98	優生手術適否決定書		審査委員氏名	
238	101	優生手術の実施について（昭和47年3月14日）	「案1」	4行目の左から1～7字目	
239	102		「案2」	7行目の左から1～4字目および14行目の右から1～4字目以外の部分	
240	103		「案3」	7行目の左から1～4字目以外の部分	
241	105		「案4」	4行目の左から1～4字目および7行目の左から10～13字目以外の部分	
242	106		「案5」	4行目の左から1～4字目以外の部分	
243	107		「案6」	15行目の右から4～7字目	
244	108		「案6」	指定医師氏名、実施医療機関名	
245	109		「案7」	7行目の左から1～9字目	
246	110		「案8」	7行目の左から1～9字目および13行目左から1～6字目	
247	112	優生手術の審査について		2行目の1～6字目	
248	114	滋賀県優生保護審査委員名簿	「審査委員」欄	全部	
249			「職名」欄	・職名 ・名簿の項目名の行を除いて、4行目、7行目の職名以外の記述部分	
250	115	優生手術審査対象者	「対象者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分	
251			「申請理由」の部分	4行目の左から1～5字目以外の部分	
252			「調査概要」の部分のうち「職業」の部分	全部	
253			「調査概要」の部分のうち「家族構成」の部分	家系図の線の部分	
254			116	本人の生育歴および生活歴	本文15行目の左から2および3字目、17行目の左から3～14字目ならびに20行目の左から1～6字目以外の部分
255			117	県立精神薄弱者更生相談所による知能検査	全部
256	118	優生手術適否決定書		本文1行目の左から17および18字目ならびに審査委員氏名	
257	119	優生手術申請書	「優生手術を受くべき者」欄	生年月日のうち「生年」の部分	
258			「申請者（医師）」欄のうち「住所」欄	全部	
259			「附記」欄	右から2行目の上から1～4字目以外の部分	
260	120	健康診断書	「優生手術を受くべき者の住所・氏名・年齢及び性別」欄	年齢	
261			「発病後の経過」欄	右から3行目の上から6および7字目以外の部分	
262			診断書の署名部分	医師氏名および印影以外の部分	
263	121	同意書	「優生手術を受くべき者の住所・氏名・生年月日及び性別」欄	生年月日のうち「生年」の部分	
264			「本人との関係」記載部分	全部	
265	122	判定書	「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分	

番号	頁	文書の名称・内容等	情報の記載箇所	公開すべき部分
266	123	判定書	生年月日の部分	生年月日のうち「生年」の部分
267			生活歴	本文上から4行目の右から3および4字目以外の部分
268	124		生活歴	7行目の左から16から17字目（6行目と7行目の間に書かれたものを含む。）、10行目の左から1～17字目および27～29字目ならびに11行目の1～4字目以外の部分
269	125		知能検査並びにその解釈	全部
270	126		総合所見	全部
271	127			
272	128	成育歴 概略		本文2行目の左から8および9字目、7行目の左から1～10字目ならびに12および13字目、8行目の右から6～9字目、9行目の右から2～9字目、10行目の左から5～7字目、14行目の左から4～8字目、15行目の右から1および2字目、16行目の左から1字目、17行目の右から7～9字目、18行目の左から9～13字目ならびに22行目の右から10および11以外の部分
273	129			全部
274	131	滋賀県優生保護審査会委員名簿	「審査委員」欄	全部
275			「職名」欄	全部
276	134	優生手術の実施について（昭和52年2月16日）	「案の1」	申請医師所属病院名
277	135		「案の2」	申請医師所属病院名
278	137	優生手術適否決定通知書	「優生手術を受くべき者の住所・氏名・年令および性別」欄	年齢
279	138	優生手術適否決定書		審査委員氏名